

平成24年度 第1回
新潟県防災会議 原子力防災部会

平成24年6月22日

新潟県

開催に当たって

1 新潟県防災会議原子力防災部会長 あいさつ
新潟県危機管理監 笠原 悟

2 本日の出席者
別紙の委員名簿をご覧ください。

本日の議事

1 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

2 意見交換

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編） の修正について

1 防災対策の広域展開

① 県内全域における原子力防災対策の実施

現行
要旨

○ 防災対策の重点実施地域は、柏崎市、刈羽村

防災対策を重点的に充実すべき市町村は、防災指針において示されている、発電所からおおむね半径10kmの地域を包括する柏崎市、刈羽村とする。



事務局
修正案
要旨

○ 防災対策の実施地域は、県内全域に拡大 (2頁)

原子力防災対策を実施すべき地域の範囲は、県内全域とし、発電所の中心からの距離等に応じて、必要な措置を講じる。

- 1 即時避難区域(PAZ) 半径おおむね5km圏
全面緊急事態等の発生時には、直ちに即時避難区域外への避難を最優先に行い、半径おおむね30km圏外への避難を実施
- 2 避難準備区域(UPZ) 半径おおむね5～30km圏
緊急時モニタリング結果、風向き等の気象状況等から必要な場合は、避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施
- 3 屋内退避計画地域(PPA) 半径おおむね30～50km圏
プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、必要に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施
- 4 放射線量監視地域 県内全域
安定ヨウ素剤の備蓄等の計画を策定し環境放射線モニタリング等を実施

1 防災対策の広域展開

① 県内全域における原子力防災対策の実施

現行
要旨

○ 防災指針

「放射性物質が広範囲に漏えいする可能性は低い。」

計画の基礎とすべき災害は、防災指針における次の想定とする。

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁により施設からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状及び液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性は低い。



事務局
修正案
要旨

○ 広範囲に放射性物質が拡散するような事故の想定

(5頁)

計画の基礎とすべき災害は、**広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定**する。

また、県は、原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故や発電所周辺での大規模自然災害等発生時においても、住民の不安や動揺及び社会的影響等を鑑み、環境放射線モニタリング等の積極的な情報提供を行う。

なお、災害の想定については、今後、国における防災指針の見直し等を踏まえ、**あらためて整理***する。

※今後、関連法や制度、防災指針の改正等を踏まえた上で、具体的に定めることとなるもの。

3 平時からの備えの充実

② 防災研修の広域展開と平時からの防災知識の普及

現行
要旨

○ 住民等への防災知識の普及啓発

県は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。



事務局
修正案
要旨

○ 災害時の行動等、平常時からの防災知識の普及啓発 (27頁)

県及び市町村は、平常時から災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

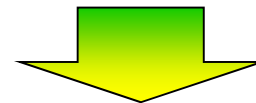
3 平時からの備えの充実

② 防災研修の広域展開と平時からの防災知識の普及

現行
要旨

○ 防災研修の実施

県は、国及び防災関係機関の協力を得て、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、研修を実施する。



事務局
修正案
要旨

○ 防災研修の広域展開

(28頁)

県は、市町村職員、消防団、自主防災組織のリーダーを含めた防災業務関係者に対し、研修を広域的に実施する。

3 平時からの備えの充実

① 実効性のある防災訓練の実施

現行
要旨

○ EPZ圏域における原子力防災訓練

県は、国、関係市村、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。



事務局
修正案
要旨

○ 原子力防災訓練の広域実施

(30頁)

県は、国、**市町村**、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

○ 訓練目的・達成目標の明確化と第三者による評価

(30頁)

訓練の実施にあたっては、**実動部隊の相互連携・調整を図り**、現場における判断力の向上や迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう、**あらかじめ訓練目的と達成目標を明確にする。**

○ 想定・項目を工夫した実践的な訓練実施

(31頁)

より実践的な訓練となるよう、次の観点を十分に考慮

- ・ 地震、津波、暴風や豪雪などの条件下での対応
- ・ 通信障害を想定した多ルートによる情報伝達や、映像の活用
- ・ 即時避難(PAZ)及び避難準備区域(UPZ)からの広域避難

1 防災対策の広域展開

② 広域的な環境放射線モニタリング体制の確保

現行
要旨

○ 発電所周辺におけるモニタリング

県及び原子力事業者は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、必要な緊急時モニタリング体制及び資機材等を整備する。



事務局
修正案
要旨

○ 県内全域におけるモニタリング

(33頁)

県は、平常時から県内全域における環境放射線モニタリングを実施し、その結果をホームページで速やかに公表する。

○ 市町村、関係機関との協力体制の整備

(33頁)

県は、緊急時モニタリングに関し、国、市町村、原子力事業者のほか、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構と観測データの共有や公表方法など平常時より緊密な協力体制を整備する。

市町村は、県の助言や協力によって、校庭、公園、側溝及び通学路等の住民生活に身近な場所のモニタリング体制の整備に努める。

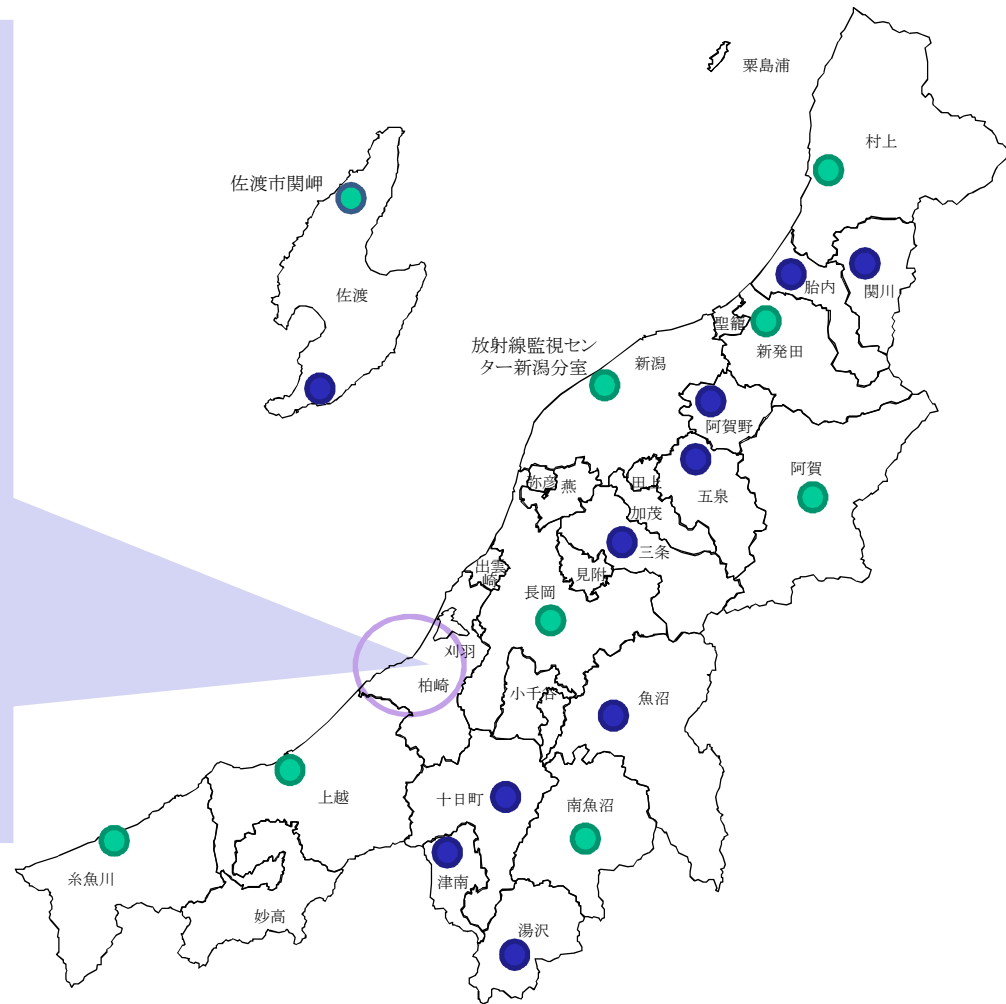
モニタリングポストの市町村配置状況



柏崎刈羽原子力発電所周辺監視
(県が設置したモニタリングポスト: 11局)

- 固定型モニタリングポスト 9局
- 可搬型モニタリングポスト 10局

※ 印は概ねの設置位置です



佐渡市関岬を除くモニタリングポストのリアルタイムデータは、文部科学省ホームページで一元的にご覧いただけます。

<http://radioactivity.mext.go.jp/map/ja/>

1 防災対策の広域展開

③ 緊急被ばく医療対策の広域拡大

現行
要旨

○ 緊急被ばく医療機関の相互連絡

県は、各医療機関の要員及び資機材を有効に活用するため、広域的な医療体制を整備するとともに、平時より緊急被ばく医療機関相互の連絡を密にする。



事務局
修正案
要旨

○ 緊急被ばく医療機関の拡大など、対策の拡大実施

(36頁)

県は、緊急被ばく医療機関の拡大など、広域的な医療体制を整備するとともに、平時より医療機関相互の連絡を密にし、各医療機関の要員及び資機材を有効に活用する。

○ 要員の確保、研修等の実施

(35頁)

市町村は、県の協力によって緊急被ばく医療に関わる要員等の確保に努め、県は緊急被ばく医療に関わる要員に対して必要な研修及び訓練を行う。

1 防災対策の広域展開

③ 緊急被ばく医療対策の広域拡大

現行 要旨

(資機材の配置や安定ヨウ素剤の配布に関する定めなし)

事務局 修正案 要旨

○ 資機材の保管、配置方法等の事前決定 (35頁)

県は、市町村と協力し、必要な資機材の保管場所とともに、使用する場合の連絡体制及び配置方法をあらかじめ定める。

なお、市町村は、県と協力し、当該保管場所が避難対象地域に含まれることとなった場合の搬出場所及び配置方法をあらかじめ定める。

○ 安定ヨウ素剤の広域配備や分散備蓄体制の整備 (35頁)

安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。

なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、希望者への事前入手の支援等も含め、関係機関との調整を進める。

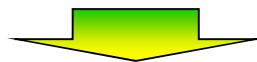
2 実効性のある避難対応

① 多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施

現行
要旨

○ 避難等に係る関係市村等の計画の作成支援

県は、屋内退避・避難等に係る方針を示すとともに、関係市村等に対し、屋内退避・避難等に係る避難誘導計画の作成を支援する。



事務局
修正案
要旨

○ 避難等に係る市町村計画の作成支援 (37頁)

県は、避難、屋内退避に係る基本的な考え方を示すとともに、市町村の避難誘導計画の作成を支援する。市町村は、一定規模のコンクリート建物等の施設の現況把握に努めるとともに、県及び防災関係機関と協力し、あらかじめ屋内退避先への住民の誘導體制を具体的に定める。

○ 学校等における体制の整備 (40頁)

学校等の管理者は、必要に応じ緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、県及び市町村と協力し、避難の行動計画等の策定、避難訓練等の実施に努める。

2 実効性のある避難対応

② 県による広域避難の調整・指示と受入市町村による避難所運営等

現行
要旨

○ 関係市村による避難施設の整備

関係市村は、あらかじめ施設管理者の同意を得てコンクリート屋内退避所、避難所として指定した施設について、男女の視点の違いや、災害時要援護者のニーズに十分配慮し、必要に応じ、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。



事務局
修正案
要旨

○ 避難施設への機能付加

(38頁)

市町村は、あらかじめ施設管理者の同意を得て避難所、コンクリート屋内退避所として指定した施設について、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。

2 実効性のある避難対応

② 県による広域避難の調整・指示と受入市町村による避難所運営等

現行
要旨

○ 関係市村による災害時要援護者等の避難誘導

関係市村は、災害時要援護者に加え、一時滞在者等を適切に避難誘導するため、情報伝達体制や避難誘導體制の整備に努める。
放射線の影響を受けやすい妊婦、乳幼児及び児童生徒については十分配慮する。



事務局
修正案
要旨

- 避難支援プランに基づく避難の支援 (38頁)
- 福祉避難所の確保等の体制の整備 (39頁)
- 病院、福祉施設等における避難誘導計画の作成 (38頁)
- 災害時要援護者の早期避難準備 (38頁)

2 実効性のある避難対応

① 多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施

現行
要旨

(広域的な避難体制等に関する定めなし)

事務局
修正案
要旨

○ 広域的な避難体制の整備

(41頁)

県は、国、県警察と協力し、広域的な避難が必要となった場合に備え、円滑な避難を実施できる体制を整備する。

○ 避難施設の事前選定

(41頁)

県は、市町村の区域を越えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、受入可能市町村が即時避難区域(PAZ)・避難準備区域(UPZ)市町村ごとに複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行う。

○ 多様な避難手段の確保

(42頁)

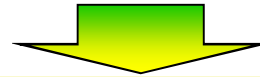
県は、交通・鉄道・運送事業者の協力を得て、即時避難区域(PAZ)・避難準備区域(UPZ)市町村に対し、代替の避難手段の確保について、必要な協力を行う。

2 実効性のある避難対応

① 多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施

現行
要旨

(近隣県への避難に関する定めなし)



事務局
修正案
要旨

○ 近隣県との調整

(41頁)

県は、複合災害での被害が甚大で県内市町村での避難者の受入れが困難と見込まれる場合を想定し、国の協力のもと、避難の受入れに関する事項について、近隣県と調整のうえ、避難施設を選定する。

2 実効性のある避難対応

① 多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施

現行
要旨

○ 県内での緊急輸送活動体制の整備

県は、積雪期における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や克雪施設の整備に努めるほか、積雪期用資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努める。



事務局
修正案
要旨

○ 近隣県も視野に入れた緊急輸送活動体制の整備

(44頁)

県は、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努める。

市町村は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておく。

交通・鉄道・運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努める。

県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備に当たって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図る。

第2章 応急対策 第15節 周辺住民への的確な情報伝達体制整備計画

2 実効性のある避難対応

① 多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施

現行 要旨

○ インターネット等を活用した情報伝達体制等の整備

県及び関係市村は、インターネット等多様なメディアの活用を図るとともに、住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。



事務局 修正案 要旨

○ 多様なメディアを活用した情報伝達体制等の整備

(45頁)

県及び市町村は、インターネット、ソーシャルメディア等多様なメディアの活用を図るとともに、住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。

県及び市町村は、電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を促進する。

○ 地域コミュニティによる共助意識の醸成

(45頁)

県は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、市町村、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び自治会と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

2 実効性のある避難対応

② 県による広域避難の調整・指示と受入市町村による避難所運営等

現行
要旨

○ 他都道府県等への応援要請

県は、必要があると判断した場合は、他都道府県等に対し速やかに相互応援協定等に基づく応援要請を行う。



事務局
修正案
要旨

○ 国、他都道府県、市町村等への応援要請 (64頁)

県は、必要があると判断した場合は、他都道府県等に対し速やかに原子力災害時相互応援協定等の各種応援協定等に基づく応援要請を行う。

市町村長又は消防長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を協定市町村等の長(消防長)又は地域の代表消防本部に要請を行う。

1 防災対策の広域展開

② 広域的な環境放射線モニタリング体制の確保

現行
要旨

○ 緊急時モニタリング等の体制

県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、第1次配備体制及び第2次配備体制において、緊急時モニタリング等を行う。



事務局
修正案
要旨

○ 緊急時モニタリング等の体制強化

(66頁)

県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、**設備・機器や県、市町村及び原子力事業者のモニタリング要員の配置を強化**し、第1次配備体制及び第2次配備体制において、緊急時モニタリング等を行う。

○ 緊急時モニタリング結果の公表

(71頁)

県及び市町村は、国等の関係機関と協力し、**観測データの共有に努め、速やかに住民等にモニタリング結果を周知**する。

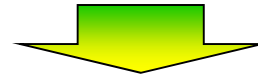
2 実効性のある避難対応

① 多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施

現行
要旨

○ 公共輸送機関等による避難

県及び関係市村は、原則徒歩により退避所及び集合場所への移動を指示する。避難は、原則として関係市村及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により行う。



事務局
修正案
要旨

○ 避難手段の多様化

(79頁)

県及び避難市町村は、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段を指示する。

2 実効性のある避難対応

① 多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施

現行
要旨

(県の広域的調整や受入市町村に関する定めなし)



事務局
修正案
要旨

○ 県による広域的避難調整 (77頁)

知事は、市町村との広域的な避難調整を行った上で、市町村の長を経由して、受入市町村及び避難施設名を示すとともに、直ちに避難をするよう指示する。

○ 受入市町村による避難所運営等 (85頁)

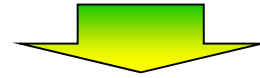
県及び受入市町村は、初動期に、避難市町村、県、防災関係機関等と協力し、避難所において男女の違い、プライバシーの保護等に配慮して、避難者に対する各種ケアを実施する。

2 実効性のある避難対応

① 多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施

現行
要旨

(近隣県への避難に関する定めなし)



事務局
修正案
要旨

○ 近隣県への避難の実施

(82頁)

県は、県の区域を越えて住民を避難させる必要が生じた時は、あらかじめ近隣県と協議した事項に基づき、避難を実施する。

2 実効性のある避難対応

② 県による広域避難の調整・指示と受入市町村による避難所運営等

現行
要旨

○ 飲料水、飲食物及び生活必需品等の供給

県は、屋内退避所、避難所等において生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、事業者等への物資の調達要請等を行う。



事務局
修正案
要旨

○ 避難・屋内退避者の生活支援 (85頁)

県は、屋内退避所、避難所等において生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、事業者等への物資の調達要請等を行う。

屋内退避市町村は、県、防災関係機関、運送事業者等と協力し、屋内退避者向けの生活支援に努める。

○ 避難・屋内退避者に対する支援 (86頁)

ライフライン関係事業者は、県、市町村等と協力し、屋内退避地域での供給を確保する。

受入市町村及び避難市町村は、避難所以外に避難した住民等の把握に努めるとともに、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。

2 実効性のある避難対応

② 県による広域避難の調整・指示と受入市町村による避難所運営等

現行
要旨

○ 知事又は関係市村長による避難指示等

知事又は関係市村長は、独自の判断又は国の指導、助言若しくは指示に基づき、屋内退避・避難等の区域を指定するとともに、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示を行う。



事務局
修正案
要旨

○ 即時避難区域、避難準備区域の避難指示 (77頁)

知事は、避難を要する事象が発生した場合、市町村と広域的な避難調整を行った上で、市町村長を経由して、対象区域内の住民等に、直ちに避難をするよう指示*する。

○ 避難準備区域の屋内退避の指示 (79頁)

避難準備区域市町村の長は、即時避難を要する事象が発生した場合、住民等に対し、屋内退避所について周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。

○ 市町村長による避難指示 (80頁)

市町村長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示等を行う。

2 実効性のある避難対応

① 多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難の実施

現行
要旨

○ 予測に基づく避難等の措置

県及び関係市村は、屋内退避・避難等の措置を講じる場合は、予測線量だけでなく、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。



事務局
修正案
要旨

○ 実測と予測の併用

(75頁)

県は、特定事象の通報を受けた場合、即時避難区域(PAZ)の受入先の調整、避難道路及び屋内退避区域の検討を開始する。

県及び避難市町村は、避難・屋内退避の措置を講じる場合は、国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的には計測可能な判断基準に基づいて実施する。

ただし、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。_

1 防災対策の広域展開

② 広域的な環境放射線モニタリング体制の確保

現行 要旨

○ 複合災害時のモニタリングの展開

県は、自動観測局が被災した場合、モニタリング設備等の移送補充により対応し、状況に応じてこれらを重点モニタリングエリアに展開する。



事務局 修正案 要旨

○ 代替機能の確保

(111頁)

県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの稼働状況確認や電源喪失時等の代替機能の確保に留意しつつ、緊急時モニタリング業務を行う。

○ 相互応援協定による体制確保

(111頁)

県は、モニタリング資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、国及び原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づき要請を行うなど、緊急時のモニタリング設備や体制を確保する。

参 考

節 別 修 正 概 要

第1章 総 則

NO.	節 名	主 な 修 正 概 要
1	計画の目的	(修正なし)
2	計画の性格	●防災指針の見直し(中間取りまとめ)の反映
3	防災対策を実施すべき地域の範囲	●県内全域を対象とした防災対策を明記
4	計画の基礎とするべき災害の想定	●災害想定の見直しを明記
5	関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	●全市町村・消防本部を対象に業務を拡大
6	用語の定義(新設項目)	●安定ヨウ素剤、スクリーニング等の用語解説

第2章 災害予防対策 (その1)

NO.	節 名	主 な 修 正 概 要
1	発電所における予防措置等の責務	●市町村の拡大を明記
2	原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出	(修正なし)
3	報告の徴収、立入検査	
4	原子力防災専門官との連絡調整	(軽微な語句修正のみ)
5	災害応急体制整備計画	●食糧・物資の分散備蓄を明記 ●市町村の拡大を明記

第2章 災害予防対策（その2）

NO.	節 名	主な修正概要
6	情報の収集・連絡体制等整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災ネットワークシステムを追記 ● 交通・運送事業者に関する資料の整備を追記
7	原子力防災に関する知識の普及啓発計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時からの普及啓発を追記 ● 大学を追記 ● 市町村の拡大を明記
8	防災業務関係者研修計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修の広域実施を明記 ● 外部有識者の活用を明記
9	原子力防災訓練計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 訓練想定が多様化や事後評価を追記 ● 原子力事業者の訓練を追記
10	緊急時モニタリング体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時の広域モニタリング及び公表を明記
11	緊急被ばく医療体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定ヨウ素剤の分散備蓄を明記 ● 市町村における被ばく対策要員の確保を明記
12	避難・退避実施体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民への避難所等の事前周知を明記 ● 避難所への原子力災害に備える機能の付加を追記
13	広域避難体制整備計画(新設項目)	<ul style="list-style-type: none"> ● 県による事前調整や近隣県への避難を明記 ● 交通・運送事業者の協力による広域避難体制の整備を明記
14	緊急輸送活動体制等整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急物資の輸送を追記 ● 輸送経路・運送手段の情報共有を明記
15	周辺住民等への的確な情報伝達体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急速報メールの活用を明記 ● 地域コミュニティによる共助を明記
16	発電所等上空の飛行規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 放射性物質の飛散状況への留意を追記
17	複合災害時対応体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の拡大を明記

第3章 災害応急対策

NO.	節 名	主な修正概要
1	災害対策本部等の組織・運営	<ul style="list-style-type: none"> ●統括調整部の見直し ●市町村の拡大を明記
2	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●通報連絡協定を追記 ●即時避難事象時の通報連絡を明記 ●市町村の拡大を明記
3	広域的応援対応	<ul style="list-style-type: none"> ●原子力災害時相互応援協定を追記 ●市町村の拡大を明記
4	緊急時モニタリング等	<ul style="list-style-type: none"> ●モニタリング体制の強化や測定結果公表を明記
5	周辺住民等への的確な情報伝達活動	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な状況に応じた情報提供を追記
6	避難、屋内退避実施に係る防護活動	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的な対応方針を明記 ●避難・屋内退避の指示を明記 ●災害時要援護者への支援を明記 ●受入市町村による避難所等の運営を明記
7	治安の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●立入禁止措置の追記 ●交通渋滞の緩和対策を追記
8	緊急被ばく医療の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●救護所の設置を明記
9	飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食物摂取制限等の周知徹底等を追記 ●市町村の拡大を明記
10	緊急輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> ●交通・運送事業者による車両調達を明記
11	救助・救急及び消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村の拡大を明記
12	防災業務関係者防護対策	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村の拡大を明記
13	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	(軽微な語句修正のみ)

第4章 複合応急対策

N0.	節 名	主 な 修 正 概 要
1	複合災害時における災害対策本部等の組織・運営	●現地本部長が副知事であることを明記
2	複合災害時における応急対策	●モニタリング設備等の稼働状況確認と代替機能の確保を明記

第5章 災害復旧対策

N0.	節 名	主 な 修 正 概 要
1	基本方針	(修正なし)
2	放射性物質による汚染の除去等	●市町村の拡大を明記
3	各種制限措置の解除	(軽微な語句修正のみ)
4	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	●緊急時モニタリングの延長を明記
5	災害記録の作成及び相談窓口の設置等	●相談窓口の設置を明記 ●市町村の拡大を明記
6	風評被害等の影響の軽減	●観光客への影響を追記
7	被災中小企業等に対する支援	●税の軽減措置を追記
8	心身の健康相談体制の整備	●日本赤十字社、県医師会を追記
9	物価の監視	(修正なし)
10	現地事後対策連絡会議への職員の派遣	(軽微な語句修正のみ)
11	原子力事業者からの要員の派遣	

原子力防災計画見直しについて（意見交換）

ここまでの説明などを踏まえ、意見交換していただきます。